

令和7年度大阪市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度大阪市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。なお、工業用水の供給については、大阪市工業用水道特定運営事業等の運営権者が行うものである。

(1) 給 水 社 (工 場) 数	280 社 (348工場)
(2) 年 間 総 給 水 量	22,689,377 立方メートル
(3) 1 日 平 均 給 水 量	62,163 立方メートル
(4) 主 要 事 業 の 概 要	
浄 水 設 備 整 備	330,723 千円
配 水 設 備 整 備	339,677 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

		千円
第1款 工業用水道事業収益		3,285,202
第1項 営業収益	363,889	
第2項 営業外収益	157,903	
第3項 特別利益	2,763,410	

支 出

		千円
第1款 工業用水道事業費用		528,011
第1項 営業費用	428,315	
第2項 営業外費用	66,489	
第3項 特別損失	31,207	
第4項 予備費	2,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,973千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,597千円、減債積立金30,845千円及び損益勘定留保資金114,531千円で補填するものとする。）。

収 入		千円
		千円
第1款 資本的収入		523,702
第1項 固定資産売却代金	245,869	
第2項 工事負担金	120,716	
第3項 繰延運営権対価	55,000	
第4項 雑収入	102,117	

支 出		千円
		千円
第1款 資本的支出		724,675
第1項 建設改良費	670,860	
第2項 償還金	30,845	
第3項 国庫補助金返還金	22,970	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
	令和 年度	千円
浄送水設備整備工事	8～11	369,000
配水設備整備工事	8～9	184,000
監視制御システム整備事業	8～32	850,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(貯蔵品購入限度額)

第8条 貯蔵品の購入限度額は、10,000千円と定める。